

課題に挑む

技術士のソリューション

[193]

化学物質知らせず

ある化学系企業の工場
で、有機溶剤による中毒
事故が発生した。不要と
なった酸化防止剤生産用
の中間タンクを撤去する
ために外部業者による
洗浄作業を始めたところ、
作業者の一部で「気分が
悪い」という中毒症状を
訴え、病院に搬送し



日本技術士会
生物工学部会副部会長

久保 康弘 (生物工学部門)

安全・安心 ⑱

営業秘密開示の例外について

た。症状が重くなっていたときもあつたが、回復に向かったという。

その後、企業は事故調査委員会を立ち上げ、原因調査を行い報告書が公表された。作業を実施するに当たり、適切な保護

安全・環境保護など公益優先

企業は管理体制見直しを

具などの着用がなされておらず、安全を担保できていなかったため、中毒症状に陥ったこと、容体の適切な把握ができず、病院への搬送が遅れ、医療スタッフの処置が遅れたということが主な原因

もし、死者が出ていたら企業側はどう責任を取るつもりだったのだろうか。

守秘義務に誤解

絶対秘密として取り扱うべきという意識が強く働いたのか。だとすれば、企業側は大変な誤解をしている。

「営業秘密」とは「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他

の事業活動に有用な技術上または営業上の情報であつて、公然と知られていないものをいう(不正競争防止法第2条)。

一方、労働安全衛生法では、化学物質を譲渡または提供時に、製品安全データシートなどの文書で「名称」「成分及びその含有量」「物理的及び化学的性質」「人体に及ぼす作用」「貯蔵又は取扱い上の注意」「流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急

措置」「前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項」などを伝達する義務がある。しかし、「成分及びその含有量」が営業秘密の開示になるとして開示を拒むケースが非常に多い。

国家資格者は例外

今回の場合は譲渡でも提供でもないから伝達しなかつたということか？

GHS(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)の1.4.8項でも述べられているように「営業秘密は、事業者や消費者の健康と安全、または環境保護を危うくするべきではない」とされる。公益の確保を優先すべきなのだ。

また、契約論的には、官公署(公務員)や各種法律で職務上の守秘義務が課せられている国家資格者(弁護士、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、技術士など)に対する秘密情報の開示は、秘密保持義務の例外として規定し、契約を締結することがほとんどである。

そうしないと、法令違反に問われたり、適切な業務遂行や人命救助ができなくなるからである。

いまだ、企業の皆さまには、営業秘密の管理体制を見直していただきたい。

(火曜日に掲載)

